



トピクス

2021年05月

- 1.2020年度中国人民法院知的財産関連事件トップ10
- 2.中国における特許オープンライセンス制度が確立
- 3.《2020年度中国特許調査報告書》が公布
- 4.《2020年度中国知的財産権保護状況》白書及び《2020年度国家知識産権局年報》が公布

1.2020年度中国人民法院知的財産関連事件トップ10

最近、最高人民法院は2020年度中国人民法院における知的財産関連事件トップ10を選定した。

一、アップルコンピュータ貿易（上海）有限公司vs. 国家知識産権局、上海智臻インテリジェントネットワーク科学技術股份有限公司の間の特許権無効審判を巡る行政係争事件

事件の結果：最高人民法院は再審理で上海智臻インテリジェントネットワーク科学技術股份有限公司の特許の有効性を認めた。

【典型的意義】当事件は、中国におけるコンピュータAI分野の基礎特許に係わる。「公開によって保護を得る」ということは特許制度の基本的原則である。特許請求する技術方案が十分に開示されたか否かを判断することは、AI分野における特許審査及び訴訟に関わる難題であるだけでなく、特許出願人が関連技術方案について独占権を享有できるか否かを決定付けるものでもある。当事件の再審判決は、コンピュータプログラムに係わる特許明細書が十分に開示したか否かについての判断基準を明確にした。

二、華為技術有限公司、華為端末有限公司、華為ソフトウェア技術有限公司vs. 康文森無線ライセンス有限公司の間の特許権不侵害の確認及び標準必須特許ライセンスを巡る紛争に係わる三事件

事件の結果：最高人民法院は康文森社の復議請求を棄却する旨裁定を行った。

【典型的意義】当事件は、中国における知的財産権訴訟で初めての「訴訟禁止令」の性質をもつ行為保全に関する裁定であり、国外裁判所の判決の執行請求を禁止する行為保全措置を採る際に考慮すべき必要性、損害の程度、適応性、公共利益及び国際的礼讓などのことを明確にし、「日額罰金」（Day Fine）制度を初めて模索し、中国における「訴訟禁止令」の司法実践のルートを初歩的に作り上げた。

三、レッドブルビタミン飲料有限公司vs.天丝医薬保健有限公司の間の商標権権利帰属を巡る紛争事件

事件の結果：最高人民法院は終審として、「紅牛」シリーズ商標17件の商標権者がタイの天丝公司である旨の判決を維持した。

【典型的意義】当事件の判決は、商標譲渡と商標使用許諾の法的境界を明確にした。今回裁判の規則は、同種類の事件にとって模範的意義を有し、国内外の事業者の合法的権益を平等に保護すべきという積極的な意義があった。

四、蘇州賽芯電子科学技術有限公司vs.深せん裕昇科学技術有限公司、戸財歆、黄建東、黄賽亮の間の集積回路レイアウト設計の専用権侵害を巡る紛争事件

事件の結果：最高人民法院は、かかる集積回路レイアウト設計が蘇州賽芯電子科学技術有限公司のレイアウト設計の専用権を侵害した旨の判決を維持した。

【典型的意義】当事件は典型的な集積回路レイアウト設計の専用権侵害に係わる紛争事件である。判決は、集積回路レイアウト設計の登記行為の性質を明確にし、集積回路レイアウト設計の独創性判断の基本的考え方を明確にし、司法実践の中の難題について具体的指導を与えた。

五、武漢大西洋連鑄設備エンジニアリング有限責任公司vs.宋祖興社の間の余剰分配を巡る紛争事件

事件の結果：最高人民法院は当事件を再審理し、再審理において宋祖興が契約の約束を破って会社の営業秘密を披露したとして、相応する責任を担うべき旨の再審判決を行った。

【典型的意義】当事件の裁判は、信義則に沿わない行為を厳しく処罰し、公平競争の市場秩序を維持するという司法的指針を十分に示している。それとともに、知的財産権に関わる刑事・民事クロスする事件における事実の認定及び証明の基準を明らかにすることによって、刑事・民事クロスする事件の協同審理の仕組みを促進しており、同じ種類の案件の審理にとって重要な規則的指導的意義を持つ判例となっている。

六、OPPO広東モバイル通信有限公司、OPPO広東モバイル通信有限公司深せん支社vs.シャープ株式会社、ScienBiziP Japan 株式会社の間の標準必須特許ライセンスを巡る紛争事件

事件の結果：人民法院はOPPO社に対し世界範囲での「訴訟禁止令」(Anti-suit Injunction)を発行した。

【典型的意義】当事件では、世界範囲での「訴訟禁止令」を発行し、「アンティ訴訟禁止令」(anti-anti-suit injunction)の適用を旨く回避したことは、中国司法機関の鮮明な態度を示し、企業が国際市場での競争に公平に参加するために強力な司法保障を提供した。

七、上海玄霆娛樂情報科学技術有限公司vs.成都吉乾科学技術有限公司、四三九九ネットワーク股份有限公司の間の著作権侵害を巡る紛争事件

事件の結果：人民法院は吉乾社の権利侵害を認定するとともに、損害賠償及び合理的費用計500万元を支払う旨判決した。

【典型的意義】当事件は、携帯電話ゲームが文字作品の改編権侵害の認定問題に係わる。初めてゲームソフトのリソースバンクをリバースコンパイルし、中の内容を抽出して文字作品の内容と比較する方式によって、侵害品のゲームソフトが他人作品における独創性のある内容を利用した比重を確定することで、裁判の効率を高めた。

八、深せん市騰訊コンピュータシステム有限公司、騰訊科技(深せん)有限公司vs.浙江搜道ネットワーク技術有限公司、杭州聚客通科学技術有限公司の間の不正競争紛争事件

事件の結果：人民法院は、浙江搜道ネットワーク技術有限公司、杭州聚客通科学技術有限公司が不正競争を構成したとして、騰訊社に計260万元を賠償しなければならない旨判決を行った。

【典型的意義】当事件は、データ権益の帰属判断及びデータ取得行為の正当性認定に関する典型的な事件である。当事件の判決は各関係者の利益のバランスへの配慮を兼ね合い、各種のデータ権益の権利帰属及び境界を合理的に区分した。

九、惠州市歡唱壹佰エンターテインメント有限公司vs.中国録音・録画著作権グループ管理協会の間の独占紛争事件

事件の結果：人民法院は、中国録音・録画著作権団体管理協会が市場における支配的地位を濫用する独占行為を構成していないと判決を行った。

【典型的意義】当事件の判決は、著作権団体管理組織が依然として独占禁止法により規制されることを明確にし、著作権団体管理組織の行為の性質を明らかにし、独占禁止法執行の司法実践のニーズにタイムリーに応えた。

十、李海鵬ら9人による著作権侵害事件

事件の結果：人民法院は、李海鵬らがレゴ社の組み立てブロック玩具製品をコピーし販売した行為は著作権侵害を構成しているとして、主犯に有期懲役6年、罰金人民元9千万元を処した。

【典型的意義】当事件は知的財産権の刑事的打撃力を強化させた典型的判例である。刑事的保護を強化させ、知的財産権侵害に係わる刑事犯罪を厳しく打撃し、威嚇を与えようとする人民法院の司法方向を十分に示している。

2.中国における特許オープンライセンス制度が確立

長い間、中国の特許技術には、転化率が高くなく、特許ライセンスの需給情報が対称的でなく、転化サービスが不足するなどの問題が存在した。これらの問題を解決するために、中国《特許法》第4回改正案には特許オープンライセンス制度が導入され、改正法第50条、第51条、第52条の箇所に具現化されている。同制度では、次の規定が定められている。特許権者は国家知識産権局に自発的にオープンライセンスを声明し、ライセンスロイヤリティの支払い方式及び支払い基準を明確にし、国家知識産権局により公告される。特許のオープンライセンス

の期間中に、如何なる団体と個人がオープンライセンスの対象特許を実施する意向がある場合、特許権者に書面で通知し、公告されたライセンスロイヤリティの支払い方式及び支払い基準に従ってライセンスロイヤリティを支払った後、特許実施の許諾を得られる。

特許のオープンライセンス制度は以下のメリットを有する。

第一に、特許技術の需給のマッチングの促進、特許技術の普及と運用の促進に有利であること

第二に、ライセンス交渉の難易度を引き下げ、締約交渉のコストを省けること

第三に、オープンライセンス特許は国家知識産権局が認定した有効な特許であり、且つ、実用新案特許及び意匠特許のオープンライセンスは権利評価報告書を提出すべきとされているため、特許ライセンス取引における権利の瑕疵による法的リスクを低減することができること

第四に、オープンライセンスの実施期間中は特許年金が低減・免除されるため、特許権者のために権利維持費用を節約することができること

ただし、現行《特許法》には、オープンライセンスについて、基本的規定しか設けていないため、実際の実施にあたり、具体的なセット規定がないと該制度のメリットを十分に生かすことはできないと思われる。今現在、未解決で存在すると思われる問題は以下の通りである。

第一に、オープンライセンスを実施する特許の年金はどれくらい低減・免除されるか

第二に、オープンライセンスの期間中に、ライセンスロイヤリティは調整可能であるか、いかに調整されるか

第三に、1つの特許につき、オープンライセンスを実施しながら、ライセンス双方の協議を経て通常ライセンスを実施することができるか

第四に、特許年金の低減・免除を目的とした偽わりのオープンライセンスをいかに規制するかなど

いずれにしても、特許オープンライセンス制度は特許の転化実施に有利な制度であり、特許権者及びライセンシーは何れもそれにより利益を得ることができる。そこで、特許の権利者がこの制度を積極的に活用し、特許権を取得した後、できるだけ早く特許価値の評価を行うことを薦める。特に、一定数の特許を有する企業は、コスト削減と特許価値の最大化の目的を達成するために、所有する特許に対して評価及びクラス決めを行い、例えば、自分の製品についての直接使用しない、または使用するつもりがない特許につき、オープンライセンス制度を利用して外部に向けてライセンスすることを薦める。

作者 党晓林 李建忠

3. 《2020年度中国特許調査報告書》が公布

最近、国家知識産権局は《2020年度中国特許調査報告書》を公布した。調査の主な結論は以下の通りである。

一、発明特許の産業化率は3割以上に安定している。

2020年に、中国の有効な発明特許の産業化率は34.7%であり、中には、企業44.9%、科学研究機関11.3%、大学3.8%である。「第13次五ヵ年計画」期間中に、中国の有効な発明特許の産業化率は全体的に30%以上に安定しており、その中に、企業の有効な発明特許の産業化率は40%以上に維持されている。

二、特許権者が特許権侵害された割合は低下の傾向にある。

2020年に、中国で特許権侵害されたことのある特許権者の割合は10.8%であり、2015年に比べ3.7ポイント下がり、全体的に低下する傾向にある。「第13次五ヵ年計画」期間中における中国の知的財産権保護環境が良い方向へ変化しつつあり、中国における特許権侵害が発生されがちであり、且つ多発する現象が効果的に抑止されたことが示された。

三、企業の特許権者の権利行使の意識が普遍的に強くなった。

2020年、中国企業特許権者が権利侵害された後権利行使の措置を採った割合は73.9%であり、2015年に比べ12.1ポイント増加された。

四、特許権侵害訴訟の賠償金額は徐々に高くなる。

2020年、中国における特許権侵害訴訟につき、人民法院が判定した賠償金額、訴訟調停金額、または法廷審理和解金額は、100万元以上のが7.3%占めており、2015年に比べ4.4ポイント増加された。

五、企業特許権者の8割近くは他者と協力してイノベーション活動を行ったことがある。

企業特許権者の中に、他者と協力してイノベーション活動を行ったことのあるものの割合は78.3%であり、その中の、企業特許権者の52.1%は上流・下流企業及びクライアントと提携したことがあり、34.9%は当業界の企業と提携したことがあり、27.5%は大学または科学研究機関と産学研提携活動をしたことがある。

六、企業の知的財産権収益への見通しはさらに伸びる。

企業特許権者の38.2%は、この先一年における特許実施収益は伸びると予想しており、35.1%は収益がほぼ変わらないと予想している。中国企業特許権者は、全体として、将来の特許実施による収益の増加を楽観的に見ている。

七、証拠収集が難しいということは、地域を跨って権利行使し難いことの主な原因である。

特許権者は、知的財産権の保護において地域を跨って権利行使しにくいということの主な原因は、「地域を跨って証拠収集するのが困難である」と考えている。

八、訴訟や紛争解決の効率を高めることは、特許無効宣告制度の最も重要な法的役割である。

特許無効宣告制度の役割を認める見方として、特許権者の63.1%は特許無効宣告制度が「権利侵害判定のためにサポート的役割を提供し、訴訟や紛争の解決効率を高めた」ことを認めている。これは、中国の現行特許無効宣告制度が権利侵害訴訟において専門性及び正確性の高い積極的な役割を果たしていることを示した。

九、2020年に、中国における特許の移転・転化は継続的に活発に行われている。

測定・計算から見れば、2020年、中国における有効特許の移転・転化の活発度は絶えず上昇されている。

4. 《2020年度中国知的財産権保護状況》白書及び《2020年度国家知識産権局年報》が公布

最近、中国知識産権局は《2020年中国知的財産権の保護状況》白書及び《2020年国家知識産権局年報》を公布し、中国の知的財産権保護の全体的状況を纏めた。

特許

2020年、中国における発明特許の出願件数は149.7万件になり、前年同期と比べ6.9%増加された。その中に、国内発明特許出願は134.5万件であり、総数の89.8%を占め、同期と比べ8.1%増加された；外国による中国での発明特許出願は15.2万件であり、総数の10.2%を占め、同期と比べ3.0%低下された。

2020年、中国における実用新案特許出願の件数は292.7万件であり、同期と比べ29.0%増加された；中国における意匠出願の件数は77.0万件であり、同期と比べ8.3%増加された。

2020年、中国における発明特許の特許査定件数は53.0万件であり、同期と比べ17.1%増加された。実用新案特許の特許査定件数は237.7万件であり、同期と比べ50.2%増加された。意匠の特許査定件数は73.223万件であり、同期と比べ31.5%増加された。特許審査の周期は安定している状況が保たれており、高価値特許の審査周期は14ヶ月まで圧縮された。

2020年には、三種類の特許出願452万件余りを審結し、同期と比べ20%増加された。その中に、発明特許案件は112万件結審され、実用新案特許案件は263万件結審され、実用新案特許案件は263万件結審され、意匠特許案件は77万件結審された。受理された三種類の特許の優先審査案件は6.3万件であり、その中に、発明特許出願は5.6万件あり、受理された発明特許出願の優先審査案件は同期と比べ61.8%増加された。

2020年末までの統計によると、受理された特許審判請求案件は325311件、結審案件は266263件であり、結審周期は平均14.1ヶ月である；受理された無効宣告請求案件は合計67473件であり、結審案件は62541件であり、結審周期は平均5.9ヶ月であるとされた。

商標

2020年、中国における商標出願件数は934.8万件であり、同期と比べ19.3%増加され、過去最高となった。その中に、商標のオンライン出願件数は約916.5万件であり、98.05%を占め、2016年に比べ17ポイント近く増加された。年内の国内商標出願件数は911.6万件であり、97.5%を占め、同期と比べ20.2%増加された；外国による中国における商標出願の件数は23.1万件であり、2.5%を占め、前年と比べ9.4%低下された。

2020年、中国における商標登録の件数は576.1万件であり、同期と比べ10.1%低下された。2020年末までの統計によると、登録済みの商標件数は累計3447.5万件に達した。商標登録の平均審査周期は4ヶ月まで圧縮された。商標登録審査手続きの中で、1.56万件の使用を目的としない悪意による商標登録出願が審査機関により自発的に拒絶された。

2020年、国内出願人が提出したマドリッド商標国際登録出願計7553件は受理され、同期と比べ16.4%増加された。2020年年末までの統計によると、有効な登録商標の件数は累計44223件に達した。

2020年に受理された商標異議申立案件の件数は併せて134326件であり、同期と比べ6.54%減少された；異議申立て案の審理件数は149000件であり、同期と比べ64.66%増加された。商標異議申立ての成立率は38.0%であり、部分成立率は9.2%である。

法的エンフォースメントによる保護

2020年、全国の公安機関は、知的財産権侵害及び偽造・劣悪商品の製造販売に係わる犯罪事件を2.1万件余り捜査して解決し、容疑者3.2万人余りを逮捕した。事件に関わる総金額は180億元余りであった。

2020年、全国の検察機関は知的財産権に係わる犯罪を併せて3930件処理し、7174人逮捕し、案件5848件の12152人を起訴した。

Copyright (C) 2016 Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd . All Rights Reserved

TEL: 86-10-8809-1921 FAX: 86-10-8809-1920 E-mail: sanyou@sanyouip.com

住所: 中国北京市西城区金融大街35号国際企業大廈A座16層 〒100033